

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 6 - 関東 1 - 2
【提出書類】 発行登録追補書類
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2025年 7月16日
【会社名】 ソニーグループ株式会社
【英訳名】 SONY GROUP CORPORATION
【代表者の役職氏名】 代表執行役 十時 裕樹
【本店の所在の場所】 東京都港区港南 1丁目 7番 1号
【電話番号】 03-6748-2111（代表）
【事務連絡者氏名】 執行役員コーポレートエグゼクティブ 早川 禎彦
【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南 1丁目 7番 1号
【電話番号】 03-6748-2111（代表）
【事務連絡者氏名】 執行役員コーポレートエグゼクティブ 早川 禎彦
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 株式
【今回の募集金額】 85,530,510円
【発行登録書の内容】

| | |
|-------------------|-----------------|
| 提出日 | 2024年11月 8日 |
| 効力発生日 | 2024年11月16日 |
| 有効期限 | 2026年11月15日 |
| 発行登録番号 | 6 - 関東 1 |
| 発行予定額又は発行残高の上限（円） | 発行予定額 25,800百万円 |

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

| 番号 | 提出年月日 | 募集金額（円） | 減額による訂正年月日 | 減額金額（円） |
|--------------|-------------|---------------|------------|---------|
| 6 - 関東 1 - 1 | 2024年11月18日 | 2,131,446,800 | | |
| 実績合計額（円） | | 2,131,446,800 | 減額総額（円） | なし |

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 23,668,553,200円

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町 2番 1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|---------|--|
| 普通株式 | 23,985株 | 完全議決権株式で株主の権利に特に限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株 |

(注) 1. 募集の理由及び目的

当社は、2022年度より、株式報酬制度として譲渡制限付株式ユニット（RSU）（以下「RSU」といいます。）による事後交付型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しています。

本制度は、ソニーグループの業績と本制度の対象者（以下「対象者」といいます。）の受ける利益を連動させることにより、ソニーグループの業績向上に対する対象者の貢献意欲を高め、以てソニーグループの業績を向上させることを目的として導入したものです。

< 本制度の概要 >

本制度の対象者

当社の取締役（社外取締役を含みます。）、執行役員及び従業員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を含みます。）、その他の役員及び従業員

RSU付与時点の地位であり、権利確定時の地位はこれとは異なる可能性があります。

RSUの概要

本制度は、当社が対象者に対して、当社が定める数のRSUを事前に支給し、下記の方法により権利確定した場合、当該ユニット数と同数（以下「RSU交付株式数」といいます。）の当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）を交付するものです。

RSUの権利確定

権利確定の方法により、プランA、プランB、プランC、プランD及びプランEを定めており、原則として以下に記載する方法によって、RSUが権利確定するものとします。

プランA：付与日から9年後に全てのRSUが権利確定します。

プランB：付与日から3年後に全てのRSUが権利確定します。

プランC：付与日から3年間にわたり、1年を経過する毎に付与したRSUのうち3分の1が権利確定します。

プランD：対象者が、当社又は当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に定める子会社及び関連会社とし、当社と併せて以下「当社グループ会社」といいます。）の取締役、執行役その他の役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合に全てのRSUが権利確定します。

プランE：原則として、対象者が、当社の上級役員としての地位を喪失した場合に全てのRSUが権利確定します。

当社普通株式の交付の方法及び時期

当社は、権利確定後、速やかに、当社グループ会社から対象者に支給された当社グループ会社に対する金銭報酬債権（なお、当社は、当社の関係会社の対象者に付与された金銭報酬債権に係る当該関係会社の対象者に対する債務について併存的債務引受けをします。）の現物出資と引換えに、当社の代表執行役の決定に基づく新株式発行又は自己株式処分によって、RSU交付株式数の当社普通株式を交付します。なお、当社の発行済株式総数が株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減する場合、併合・分割の比率を乗じて当該交付株式数を調整します。

また、本制度により発行又は処分される当社普通株式の1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る当社の代表執行役の決定の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象者に特に有利とならず、かつ関連する法令により認められる範囲において当社が決定する額とします。

なお、当社普通株式の交付が困難な特段の事情が生じた場合その他当社が必要と認める場合には、当社は、その裁量により、対象者に対して同等の価値を有する金銭を支給することにより、当社普通株式の交付に代えることができます。

RSUの消滅事由

権利確定日までに、（ ）対象者がRSUを放棄した場合、（ ）対象者が禁錮以上の刑に処せられた場合、（ ）対象者について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合、（ ）対象者が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合、及び、（ ）その他当社が予め定める一定の事由に該当する場合、未確定のRSUの全部が消滅します。

組織再編等その他の事由が生じた場合の取扱い

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）にて承認された場合、その他当社が定める事由が発生した場合には、当社の報酬委員会の決議又は代表執行役の決定に基づき、当該組織再編等の効力発生日までの期間等を踏まえて合理的に定める数の当社普通株式、金銭又は組織再編等の相手方の株式を対象者に交付することができます。

本発行登録追補書類の対象とする募集（以下「本募集」といいます。）は、第4回RSU、第7回RSU、第9回RSU及び第10回RSUの一部が2025年8月1日に国内で権利確定することに伴い、取締役会決議による委任に基づき、2025年7月16日付の当社代表執行役の決定に基づく自己株式処分により行うものです。

2. 本募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
3. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号
4. 上記の発行数は、第4回RSU、第7回RSU、第9回RSU及び第10回RSUに係る国内における募集株式の数であります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額（円） | 資本組入額の総額（円） |
|-------------|---------|------------|-------------|
| 株主割当 | | | |
| その他の者に対する割当 | 23,985株 | 85,530,510 | |
| 一般募集 | | | |
| 計（総発行株式） | 23,985株 | 85,530,510 | |

- (注) 1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の理由及び目的」に記載の本制度に基づき、当社普通株式を国内対象者に割り当てるものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の増加する資本金の額の総額です。なお、本募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 現物出資の目的とする財産は、本制度に基づき、第4回RSU、第7回RSU、第9回RSU及び第10回RSUの国内付与対象者に対して支給する金銭報酬債権であり、その内容は以下のとおりです。なお、以下の人数、割当株式数及び払込金額は、第4回RSU、第7回RSU、第9回RSU及び第10回RSUに相当する金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数です。実際には、権利確定しなかったものについては当社普通株式を引き受けることなく上記の人数及び割当株式数が減少する見込みです。

| | 割当株数 | 払込金額（円） |
|----------------|---------|------------|
| 当社の取締役：2名 | 12,400株 | 44,218,400 |
| 当社の従業員：1名 | 8,585株 | 30,614,110 |
| 当社の関係会社の取締役：1名 | 3,000株 | 10,698,000 |
| 合計 | 23,985株 | 85,530,510 |

(2)【募集の条件】

| 発行価格（円） | 資本組入額（円） | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金（円） | 払込期日 |
|---------|----------|--------|------------|----------|-----------|
| 3,566 | - | 1株 | 2025年7月31日 | - | 2025年8月1日 |

- (注) 1. 発行価格は、2025年7月15日（本自己株式処分に係る当社代表執行役の決定日の前営業日）の終値である3,566円としています。これは、本自己株式処分に係る当社代表執行役の決定日の直前の市場株価であることから合理的と考えており、特に有利な価額には該当しないものと考えています。
2. 本自己株式処分は、「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の理由及び目的」に記載の本制度に基づき、国内対象者に支給される金銭報酬債権を現物出資財産として、当社普通株式を国内対象者に割り当てる方法によるため、金銭による払込みはありません。
3. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
4. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、上記株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

(3)【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|------------------|----------------|
| ソニーグループ株式会社 人事部門 | 東京都港区港南1丁目7番1号 |

(4)【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|----|-----|
| - | - |

- (注) 本自己株式処分は、本制度に基づき国内対象者に支給される金銭報酬債権を現物出資財産として、当社普通株式を国内対象者に割り当てる方法によるものとするため、該当事項はありません。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額（円） | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円） |
|------------|--------------|------------|
| - | 2,500,000 | - |

(注) 1. 国内対象者に支給される金銭報酬債権を現物出資財産として、当社普通株式を国内対象者に割り当てる方法によるものとするため、手取金はありません。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、発行登録追補書類作成費用、外部弁護士費用、登録免許税等であります。

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分は、国内対象者に支給される金銭報酬債権を現物出資財産として、当社普通株式を国内対象者に割り当てる方法によるものとするため、手取金はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、第9回RSUの一部が2025年8月1日に海外で権利確定することに伴い、取締役会決議による委任に基づき、2025年7月16日付の当社代表執行役の決定により、本邦以外の地域における当社の関係会社の取締役及びその他の役員10名ならびに当社の関係会社の従業員165名（総称して以下「海外対象者」といいます。）に対しても自己株式処分を行うことを決定し、これに従って海外募集が開始されました。

当該募集の概要は以下のとおりです。

(1) 有価証券の種類及び銘柄

当社普通株式

(2) 処分する株式数

352,110株

(3) 処分価格

3,566円

(4) 処分価額の総額

1,255,624,260円

現物出資財産の内容：海外対象者に対して支給される金銭報酬債権

現物出資財産の価額：3,566円（1株当たりの価額。処分価格と同額）

(5) 資本組入額

0円（なし）

(6) 資本組入額の総額（増加する資本金の額）

0円（なし）

(7) 株式の内容

完全議決権株式で株主の権利に特に限定のない当社における標準となる株式

単元株式数 100株

(8) 処分方法

本制度に基づき、海外対象者に割り当てる方法によります。

(9) 引受人の名称
該当事項なし

(10) 募集を行う地域
海外市場

(11) 提出会社が取得する手取金の総額ならびに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金の総額

払込金額の総額 - 円

処分諸費用の概算額 2,500,000円

差引手取概算額 - 円

海外対象者に支給される金銭報酬債権を現物出資財産として、当社普通株式を海外対象者に割り当てる方法によるものとするため、金銭による払込みはありません。処分諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。処分諸費用の概算額の内訳は、発行登録追補書類作成費用、外部弁護士費用、登録免許税等であります。

手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

当該自己株式処分は、本制度に基づき海外対象者に対して当該株式の払込金額に相当する金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法により行われるものであり、金銭による払込みはありません。

(12) 処分年月日（払込期日及び払込期間）

2025年8月1日

(13) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

(14) その他の事項

当社の発行済株式総数及び資本金の額（2025年6月30日現在）

発行済株式総数 6,149,810,645株

資本金の額 881,357百万円

安定操作に関する事項

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2024年度）（自2024年4月1日至2025年3月31日）2025年6月20日に関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2025年7月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項、同条第2項第1号及び同項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月25日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2025年7月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月27日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（以下「有価証券報告書」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2025年7月16日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日（2025年7月16日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

ソニーグループ株式会社本社
（東京都港区港南1丁目7番1号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。